

1 月上旬号  
2012 年

# 国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次） 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 8 階 文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/~bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

## 市政府一般对外业务窗口 从 1 / 5 (周四) 开始正常工作

市役所の窓口業務は、年始は 1/5 日 (木) からです

## 1/28 (周六) 9:00~12:00 市政府试行开设部分业务窗口

1/28 (土) 9:00~12:00 窓口業務を一部試行開設します

### 特定的不孕治疗费可得到部分补助

被医师诊断为除特定不孕治疗 (体外受精或显微受精) 法以外不可能怀孕, 或是怀孕可能性极小的法律上的夫妻, 治疗费可得到一部分补助。

对在指定的医疗机关, 接受特定不孕治疗的费用作为补助对象, 1 次的治疗最多补助 15 万日元, 第一年度限 3 次为止, 第 2 年度以后每年 2 次总计 5 年时间 (一共 10 次) 可得到补助。

但是, 根据所得收入有限制。2011 年度治疗结束后的费用申请到 4 月 27 日截止。

※ 有关申请所需资料等详细内容请咨询。

特定不妊治療の一部を助成します

特定不妊治療 (体外受精や顕微授精) 以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ない医師に診断されている法律上の夫婦に対して治療費を一部助成しています。

指定医療機関で特定不妊治療を受けた費用が助成の対象で、1 回の治療につき上限 15 万円、初年度は 3 回まで、2 年度目以降は年 2 回を限度に通算 5 年間 (通算 10 回まで) 助成を受けることができます。

ただし所得等の制限あり。平成 23 年度治療終了分の申請は 4 月 27 日までです。

※申請書類など詳しくはお問い合わせください。

申請・询问处: 健康推進課 TEL 072-960-3802/FAX 072-960-3809  
東保健中心 TEL 072-982-2603 / FAX: 072-986-2135  
中保健中心 TEL 072-965-6411 / FAX: 072-966-6527  
西保健中心 TEL 06-6788-0085 / FAX: 06-6788-2916

申込・問合先:  
健康づくり課  
東保健センター、中保健センター、西保健センター

### 让我们一起来加入交通灾害・火灾的互助保险

为了自己和家庭能安心地生活, 请加入市民交通灾害・火灾的互助保险吧。

- ◇互助保险期间: 加入日的翌日~3 月 31 日
- ◇可加入对象: 市内在住、有市民登录或外国人登录者
- ◇交通灾害互助保险: 死亡慰问金为 200 万日元
- ◇火灾互助保险: 死亡吊唁金为 每股 100 万日元
- ◇保险费:

1 月份=150 日元、2 月份=100 日元、3 月份=50 日元

◇申请方法:

可直接去市民总务室或是行政服务中心提出申请。

※ 详细内容请咨询。

交通災害共済・火災共済に加入しましょう

自分や家族が安心した生活を送るため、市民交通災害共済・火災共済に加入しましょう。

◇共済期間: 加入日の翌日~3 月 31 日

◇対象: 市内に居住し、住民登録または外国人登録をしている方

◇交通災害共済: 死亡見舞金 200 万円

◇火災共済: 死亡弔慰金 1 口あたり 1 人 100 万円

◇掛金: 1 月=150 円、2 月=100 円、3 月=50 円

◇申込方法: 市民総務室または行政サービスセンター

で直接申し込んでください。

※詳しくはお問合せください。

询问处: 市民总务室 TEL 06-4309-3158 / FAX 06-4309-3812

問合先: 市民総務室



<p><b>支付育児援助奨励費</b></p>	<p>子育て支援奨励金を交付します</p>
<p>抚养3人以上未満18岁的孩子，并且缴清2011年度的国民健康保险费者，可领取「育儿援助奨励費」。对符合条件的家庭会在4月份邮寄确认银行帐号的通知</p> <p>※ 详细内容请咨询。</p>	<p>18歳未満の子どもを3人以上養育している方が平成23年度分の国民健康保険料を完納されると「子育て支援奨励金」を交付しています。該当する世帯には、振込先を確認する通知を4月に送ります。</p> <p>※詳しくはお問合せください。</p>
<p>申請・询问处：保険料課 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807</p>	<p>申請・問合先：保険料課</p>

# 大阪生活指南

## 医疗保险（国民健康保険・介護保険）

### 3. 后期高齢者医療制度

在日本，75岁以上的人要退出现有医疗保险，自动加入新设立的后期高齢者医疗制度。在留期间为1年以上的外国人也要加入。

#### (2) 加入者的保险付给（可接受的服务）

- 医疗费的个人负担：可支付医疗费の10%（收入超过一定额度的人为30%）接受治疗。（住院时支付的各种杂费不属于保险对象）
- 高额治疗费：一个月的医疗费数额较高时，经过申请，超过自己负担限额的部分将会得到返还。
- 丧葬费：死亡时支付丧葬费。
- 补贴制度：患有特定疾病，医疗费用较高时的补贴（降低费用等）。

丧葬费及特种疾病的医疗费补贴手续请前往所居住的市町村后期高齢者医疗负责部门进行申请。

#### (3) 保险费：

保险费的计算由各都道府县个别进行。保险费根据你的家庭成员构成、上年度的收入有所不同。保险费的缴纳方式为：年金月額在15,000日元以上，且与介護保险费加起来的金额不超过年金的一半时，从年金直接扣除。除此以外的人会收到邮寄来的缴纳单，请前往负责部门窗口或附近的金融机关进行支付。

当你因遇到灾害或失业，一时不能支付保险费时，有可能符合保险费减免制度，请向市町村的负责部门进行咨询。

<摘自大阪府国际交流財団 OFIX 网页「大阪生活指南」>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

## 医療保険（国民健康保険・介護保険など）

### 3. 後期高齢者医療制度

日本では、75歳以上の方は、これまでの医療保険を抜けて、新たに後期高齢者医療制度に自動的に加入します。外国人の方も、在留期間が1年以上と認められる方は加入します。

#### (2) 加入者の保険給付（受けられるサービス）

- 医疗费の個人負担 医疗费の1割の負担（一定以上所得のある方は3割）で治療が受けられます（入院に付随する雑費などは保険の対象とならないことがあります）
  - 高額療養費 1か月の医疗费が高額になると、申請により自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。
  - 葬祭費 死亡時には葬祭費が支給されます。
  - 助成制度 特定疾患で医疗费がかかった場合の助成（費用が安くなるなど）。
- 葬祭費や特定疾患の医疗费助成の手続きは、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課で行ってください。

#### (3) 保険料

都道府県ごとに保険料が計算されます。保険料は、あなたの家族構成、前年度の所得により異なります。保険料の納め方は、年金が月額15,000円以上あって、介護保険料と合わせた額が年金額の半分以上を超えない場合は、年金から天引きされます。それ以外の方は、納付書が郵送されますので、担当課の窓口、最寄の金融機関で支払ってください。

あなたが、災害で被害を受けたり失業して保険料を一時的に払えない場合、保険料の減免の適用がある場合がありますので市町村担当課へ相談してください。

<大阪府国際交流財団 OFIX HP「大阪生活必携」より>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情報处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语、越南语、泰语</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

